

一、労働者の生活水準を向上せしめ、健康増進を図る。

 二、労働者の職業訓練を促進し、技術的進歩を期す。

 三、労働者の福利厚生を充実せしめ、労働意欲を高める。

 四、労働者の労働条件を改善し、労働環境を整へる。

 五、労働者の労働時間と賃金を適切に調整する。

 六、労働者の労働安全衛生を確保し、労働災害を防止する。

 七、労働者の労働生活の安定を図る。

 八、労働者の労働生活の文化を醸成する。

 九、労働者の労働生活の国際的連携を促進する。

 十、労働者の労働生活の持続可能な発展を図る。

徹至 難コトヲ以テ 際議 協和 全部 承認
 一 解決スルヲ得 策ヲトシ 同業 承認ニ 決定 同七時
 壇代表者 三國 電報 外ノ 名ハ 工合 五ヲ 訪問 二一ノ 下
 三 回 各シ 均 年 裁 言フ 工合 生ニ 五ヲ 大ニ 擧 意ヲ 決 一ノ 下
 七 一ノ 今 今 作 業ニ 務 補 ス 二 日ヲ 述ヘ 陳 謝シ
 九 八ノ 日 工 合 五ノ 下 語 一トシ 一 新ニ 後ニ 記 一 条件
 一 以テ 同 議 解決セリ

西村 木子 中 氏

一、賃金 額 之 左ノ 標 準ニ 支 給 セ 九 二

朱子